【教材見本】

財務諸表論

論文式予想問題

ホームページ用に第3章「概念フレームワーク(後半)」を抜粋。

<本教材見本に含まれるもの>

第1節~第4節の論文式予想問題(P2~P38)

(注)消去した罫線が陰に残って見えますが、製本 した教材では完全に消えて見えなくなります。

【論文式予想問題 第1問:交換の投資の形態】

資産と資産を交換した場合の処理は、いかなる投資の形態を想定するかにより異なるといわれる。 次の<資料>を参照して、(1) ~ (3) に関して、想定される投資の形態、譲受資産の取得原価 の測定および交換損益の計上・未計上について述べなさい。なお、投資の形態としては、「投資の 継続」、「投資の清算・再投資」という用語を使用すること。

<資料>

 帳簿価額
 時価

 譲渡資産
 100
 150

 譲受資産
 160

- (1) 譲渡資産が土地 譲受資産が土地の場合。(4行)
- (2) 譲渡資産が株式 譲受資産が土地の場合。(4行)
- (3) 譲渡資産が土地 譲受資産が株式の場合。(5行)

【本問の出題意図】(交換の投資の形態)

- ・ 投資の形態(投資の行動ともいう)は、論文式試験において、最も重要な概念 なので、その最も重要な概念を基本となる「交換」で出題してみた。典型論点 と応用論点を組み合わせた問題である。
- 同種固定資産の交換と異種資産の交換(取得資産が事業資産)の場合は、典型 論点だが、異種資産の交換(取得資産が金融資産)の場合は、応用論点である。
- 前者は事業取引、後者は金融取引だが、後者の場合には、投資の清算・再投資が2回行われること、その結果、交換益には異なる投資の清算に伴う売却益が含まれることになることがポイントである。

≪参考≫想定される仕訳

- (1)(借)土地 100(貸)土地 100
- (2)(借)土地 150 (貸)有価証券 100 交換益 50
- (3)(借)有価証券 160 (貸) 土地 100

交換益 60

【本問の解答】(交換の投資の形態)(難易度:低と高)

- (1) 譲渡資産が土地で譲受資産が土地のような同種固定資産の交換の場合、投資の継続が妥当する。この投資の形態では、譲渡された土地に投資されていた資金100がそのまま譲受された土地に継続されているとみるため、譲渡資産の簿価100をもって譲受資産の取得原価100が測定される。この結果、交換により掲益は計上されない。
- (2) <u>譲渡資産が株式で譲受資産が土地のような異種資産の交換</u>で、<u>取得した資産が事業資産</u>の場合には、 投資の清算・再投資が妥当する。この投資の形態では、一旦株式を売却して改めて土地に対して資金 150 を投資したとみるので、譲渡資産の時価 150 をもって譲受資産の取得原価 150 が測定される。この結果、 土地の売却益 50 に相当する金額が交換益として計上されることになる。
- (3) <u>譲渡資産が土地</u> 譲受資産が株式のような異種資産の交換で、取得した資産が金融資産の場合には、 投資の清算・再投資が 2 回繰り返されたとみる。この投資の形態では、土地に投資していた資金 100 を 土地の時価 150 で売却して株式に再投資し、その直後に株式に投資した資金 150 を株式の時価 160 で売 却して株式に再投資したとみるので、譲受資産の時価 160 をもって譲受資産の取得原価 160 が測定され る。この結果、土地の売却益 50 と株式の売却益 10 の合計金額 60 が交換益として計上されることになる。

【本問の答案構成】

解答	答案構成
(1)	
・ 譲渡資産が土地で譲受資産が土地のような同	← 投資の形態:投資の継続
<u>種固定資産の交換</u> の場合、 投資の継続 が妥当す	
る。	
・ この投資の形態では、譲渡された土地に投資さ	← 譲受資産の取得原価の測定:譲渡資産の簿価額
れていた資金 100 がそのまま譲受された土地	による
に継続されているとみるため、譲渡資産の簿価	
100 をもって譲受資産の取得原価 100 が測定さ	
れる。	
・ この結果、交換により損益は計上されない。	← ←交換損益:交換損益は未計上
(2)	
・ 譲渡資産が株式で譲受資産が土地のような異	← 投資の形態:投資の清算・再投資
種資産の交換で、取得した資産が事業資産の場	
合には、 投資の清算・再投資 が妥当する。	
・ この投資の形態では、一旦株式を売却して改め	← 譲受資産の取得原価の測定:譲渡資産の時価額
て土地に対して資金 150 を投資したとみるの	による

で、譲渡資産の時価 150 をもって譲受資産の取 得原価 150 が測定される。

・ この結果、土地の売却益 50 に相当する金額が ← ←交換損益:交換益は土地の売却益 交換益として計上されることになる。

- ・ 譲渡資産が土地 譲受資産が株式のような異 種資産の交換で、取得した資産が金融資産の場 合には、投資の清算・再投資が2回繰り返され たとみる。
- ← 投資の形態:投資の清算・再投資が2回行われ
- ・ この投資の形態では、土地に投資していた資金 100を土地の時価150で売却して株式に再投資 し、その直後に株式に投資した資金 150 を株式 の時価 160 で売却して株式に再投資したとみ るので、譲受資産の時価 160 をもって譲受資産 の取得原価 160 が測定される。
- ← 譲受資産の取得原価の測定:譲受資産の時価額 による

- ・ この結果、土地の売却益 50 と株式の売却益 10 ↓ ← 交換損益:交換益は土地の売却益と株式の売却 の合計金額60が交換益として計上されること になる。
 - 益の合計額

【論文式予想問題 第2問:事業資産と金融資産の評価替えの意味】

決算時に棚卸資産の金額を時価に評価替えすることと、売買目的有価証券の金額を時価に評価替えすることは本質的に異なるといわれる。いかに異なるかを、投資の形態、評価基準および計上した費用の本質の観点から説明しなさい。(6行)

【本問の出題意図】(事業資産と金融資産の評価替えの意味)

- ・ 決算時に棚卸資産の金額を時価に評価替えすることと、売買目的有価証券の金額を時価に評価替えすることは本質的に異なることに関する標準的な問題である。投資の形態、評価基準および計上した費用の本質の観点から、いかに異なるかが問われている。
- 難易度は中程度。
- ・ ポイントは、棚卸資産の評価替えは、投資の継続、取得原価基準の適用、その 取得原価の配分という本質を有するが、売買目的有価証券の評価替えは、投資 の清算・再投資、時価基準の適用、投資の清算による売却損失の計上という本 質を有していることにある。

【本問の解答】(事業資産と金融資産の評価替えの意味)(難易度:中)

事業資産である棚卸資産の金額を正味売却価額に評価替えすることは、<u>投資の形態</u>として**投資の継続を想定**している。この<u>評価基準</u>は**投資原価のうち回収可能な金額で繰り越す取得原価基準**であり、<u>計上</u> される費用の本質は取得原価を配分した金額である。

一方、金融資産である売買目的有価証券を時価に評価替えすることは、<u>投資の形態</u>として**投資の清算と再投資を想定**している。この<u>評価基準</u>は**再投資額で評価する時価基準**であり、<u>計上される費用の本質</u>は**投資の清算による売却損失**という点にある。

【本問の答案構成】

解答	答案構成
・ 事業資産である棚卸資産の金額を正味売却価	← 棚卸資産の投資の形態:投資の継続
額に評価替えすることは、 <u>投資の形態</u> として 投	
資の継続を想定 している。	
・ この評価基準は投資原価のうち回収可能な金	← 棚卸資産の評価基準と費用の本質:取得原価基
額で繰り越す取得原価基準であり、計上される	準と原価配分
<u>費用の本質</u> は 取得原価を配分した金額 である。	
・ 一方、金融資産である売買目的有価証券を時価	← 売買目的有価証券の投資の形態:投資の清算・
に評価替えすることは、 <u>投資の形態</u> として 投資	再投資
の清算と再投資を想定 している。	
・ この評価基準は再投資額で評価する時価基準	← 売買目的有価証券の評価基準と費用の本質:時
であり、 <u>計上される費用の本質</u> は 投資の清算に	価基準と投資の清算による売却損失
よる売却損失という点にある。	
	≪答案構成のパターン≫
	前半:2ステップの基本(投資の形態(上)→評
	価基準(中)と費用の本質(下))
	後半:2ステップの基本(投資の形態(上)→評
	価基準(中)と費用の本質(下))

【論文式予想問題 第3問:資産の評価】

期末に保有する固定資産の帳簿価額は1,000、時価は1,300、利用価値は1,800とする。何故、貸借対照表上、固定資産を時価や利用価値で評価してはならないのか。投資の成果とリスクからの解放という観点から述べなさい。また、帳簿価額で固定資産を評価する理由は何か。投資の継続という観点から述べなさい。(9行)

【本問の出題意図】(資産の評価)

- 事業用固定資産は、何故、時価や利用価値で評価しないのかを投資の成果の観点から説明できるか、また、事業用固定資産を帳簿価額で評価する理由を投資の継続の観点から説明できるかという問題である。
- 決して難しくない標準的な問題である。
- ・ 投資の成果が営業利益であること、利用価値での評価は自己創設のれんの計上 になること、投資の継続と取得原価基準が整合することを説明できるかがポイントである。

【本問の解答】(資産の評価)(難易度:中)

事業用固定資産の資産価値は報告主体の主観的価値であるため、その投資の成果は営業利益である。 したがって、事業用固定資産の投資の成果は時価変動300ではないので、時価1,300により評価するの は適当でない。

また、事業用固定資産から生ずる自己創設のれんは、投資のリスクから解放した時、つまり実現した時に認識される。したがって、事業用固定資産を利用価値1,800で評価することは投資のリスクから解放していない利益である未実現利益800の計上になるため、利用価値での評価も適当ではない。

事業用固定資産を帳簿価額で評価する理由は、現在の投資行動がそのまま継続するという投資の継続 が妥当する固定資産については、投資した原価のうち回収可能な金額で繰り越すという取得原価基準に より評価することが適切だからである。

【本問の答案構成】

解答 答案構成 【第1段落】時価で評価しない理由 ← 投資の成果:営業利益 ・ 事業用固定資産の資産価値は報告主体の主観 的価値であるため、その投資の成果は営業利益 である。 ・ したがって、事業用固定資産の投資の成果は時 ← 結論:投資の成果は時価の変動でないから時価 **価変動 300 ではない**ので、時価 1,300 により評 評価は不適当 価するのは適当でない。 【第2段落】利用価値で評価しない理由 ← リスクからの解放:自己創設のれんは実現した ・ また、事業用固定資産から生ずる自己創設のれ んは、投資のリスクから解放した時、つまり実 時に認識される 現した時に認識される。 ・ したがって、事業用固定資産を利用価値 1,800 ← 結論:未実現利益は計上できないので利用価値 で評価することは投資のリスクから解放して での評価は不適当 いない利益である未実現利益800の計上にな るため、利用価値での評価も適当ではない。 【第3段落】帳簿価額で評価する理由 事業用固定資産を帳簿価額で評価する理由は、 ← 投資の行動:投資の継続が妥当する場合は、投 現在の投資行動がそのまま継続するという投 資原価のうち回収可能な金額で繰り越すという 資の継続が妥当する固定資産については、投資 取得原価基準が妥当する した原価のうち回収可能な金額で繰り越すと いう取得原価基準により評価することが適切 だからである。

【論文式予想問題 第4問:贈与と投資の行動】

固定資産間の交換取引に関する会計処理には、交換により譲渡した資産の帳簿価額を交換により取得した資産の取得価額とする見解がある。無償で取得した資産についての企業会計原則上の取り扱いは、この見解と整合しない。その理由は何か。また、企業会計原則の取り扱いと整合する投資の行動を説明せよ。(8行)

【本問の出題意図】(贈与と投資の行動)

- ・ 贈与資産の処理と投資の行動との整合関係を説明する、少し応用的な問題である。
- 投資の継続では贈与資産をゼロ評価してしまうことになるが、投資の清算・再 投資では贈与資産を時価評価することができる。このことを説明できるかが本 問のポイントである。
 - ・贈与資産を時価評価し、受増益を計上する処理と整合するのは、**投資の清算・再投資**である。
 - ・例:譲渡資産簿価ゼロ 譲渡資産時価 100 取得資産簿価? 取得資産時価 100
 - (借) 現金 100 (貸) 譲渡資産 0

売却益 100

(借) 取得資産 100 (貸) 現金 100

↓ (2 つの仕訳を合算)

(借) 取得資産 100 (貸) 売却益 100

【本問の解答】(贈与と投資の行動)(難易度:中~高)

無償で取得した資産についての企業会計原則上の取り扱いは、譲渡した資産でなく、取得した資産の時価をもって取得原価を決定するという処理である。一方、本間の見解は、投資の継続を前提に、譲渡資産の簿価をもって取得資産の取得原価とするという考えである。この見解を企業会計原則の無償取得資産の取扱いに当てはめると、譲渡資産の簿価がゼロである以上、取得資産の取得原価もゼロとなり、無償資産はその資産の時価で測定するという企業会計原則の処理と矛盾することになる。

むしろ、贈与資産を時価評価し、受増益を計上する処理と整合するのは、**投資の清算・再投資**である。 すわなち、無償で資産を取得する取引を、ゼロで測定されている資産をその資産の時価で売却し、その 売却代金を支払って別の資産を取得したと考えるのである。

【本問の答案構成】

解答 答案構成 【第1段落】整合しない理由 ・ 無償で取得した資産についての企業会計原則 ← 企業会計原則の取扱い:取得した資産の時価を 上の取り扱いは、譲渡した資産でなく、取得し もってBS価額とする た資産の時価をもって取得原価を決定すると いう処理である。 ・ 一方、本問の見解は、投資の継続を前提に、譲 ← 本問の見解:投資の継続を前提に、所とした資 渡資産の簿価をもって取得資産の取得原価と 産の簿価をもって取得した資産の取得原価とす る考え するという考えである。 この見解を企業会計原則の無償取得資産の取 ← この見解を無償取得資産に当てはめる:譲渡資 扱いに当てはめると、譲渡資産の簿価がゼロで 産がゼロである以上、取得資産の取得原価もゼ ある以上、取得資産の取得原価もゼロとなり、 ロとなり、企業会計原則の処理と矛盾する 無償資産はその資産の時価で測定するという 企業会計原則の処理と矛盾することになる。 【第2段落】整合する投資の行動 ← **別の見解との整合性**:企業会計原則の処理と整 ・ むしろ、贈与資産を時価評価し、受増益を計上 する処理と整合するのは、投資の清算・再投資 合するのは投資の清算・再投資の方 である。 ・ すわなち、無償で資産を取得する取引を、**ゼロ** ← 別の見解を無償取得資産に当てはめる:ゼロで で測定されている資産をその資産の時価で売 測定されている資産を時価で売却し、その売却 却し、その売却代金を支払って別の資産を取得 代金を再投資したと考える したと考えるのである。

【論文式予想問題 第5問:時価評価の論拠】

売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産を決算時の時価で評価することについて、「棚卸資産基準」や「金融商品基準」では「投資者にとっての有用な情報は期末時点の市場価格であるから、時価評価が適切」という説明をしている。何故、時価評価は投資者に有用な情報を提供することになるのか。(5 行)

【本問の出題意図】(時価評価の論拠)

- ・ 「投資者にとっての有用な情報は期末時点の市場価格であるから、時価評価が 適切」という基準の規定の意味を説明させる、少し応用的な問題である。
- 投資の成果が時価変動にある場合には時価評価が適当だが、時価で評価することは、投資者に将来の投資の成果の予測情報(時価の変動に関する予測情報)
 を提供することになる、ということがポイントである。

【本問の解答】(時価評価の論拠)(難易度:中~高)

売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産は、キャピタル・ゲインの獲得を目的とする。キャピタル・ゲインの獲得を目的とする資産の投資の成果は時価の変動にあるため、時価評価が適切である。投資の成果が時価の変動である資産を時価で評価することは、投資者に対して将来の投資の成果(時価の変動)に関する予測情報を提供することになる。これが「投資者にとっての有用な情報は期末時点の市場価格である」の意味である。

【本問の答案構成】

	解答	答案構成
•	売買目的有価証券やトレーディング目的で保	← 投資の成果: いずれの資産もキャピタル・ゲイ
	有する棚卸資産は、 キャピタル・ゲインの獲得	ンの獲得が目的である
	を目的 とする。	
•	キャピタル・ゲインの獲得を目的とする資産の	← 時価評価:投資の成果が時価の変動にある以上、
	投資の成果は時価の変動にあるため、時価評価	時価評価が適切
	が適切 である。	
•	投資の成果が時価の変動である資産を時価で	← 投資者に有用な情報提供:時価評価することは、
	評価することは、投資者に対して将来の投資の	投資者に将来の投資の成果(時価変動)に関す
	成果(時価の変動)に関する予測情報を提供す	る予測情報を提供することになる
	る ことになる。	
•	これが「投資者にとっての有用な情報は期末時	← まとめ:あってもなくても構わない文
	点の市場価格である」の意味である。	

【論文式予想問題 第6問:キャッシュ・フロー見積法と償却原価法】

キャッシュ・フロー見積法では、当初の利率を用いた割引価値と元本額の差額を貸倒見積高とするが、その論拠を述べなさい。また、償却原価法において、信用リスクを反映した償却原価を求めるために、概念フレームワークではどのような計算方法を想定していると思われるかを述べなさい。(6行)

【本問の出題意図】(キャッシュ・フロー見積法と償却原価法)

- ・ CF見積法の考え方と概フレの想定する償却原価法に関する少し応用的な問題 である。
- ・ CF見積法では2つの割引率の差が信用リスクであることが想定されており、 また、概フレの想定する償却原価法では、債券取得後に発生する信用リスクを 割引率でなく将来のCFに反映させる方法が想定されていることがポイントで ある。

【本問の解答】(キャッシュ・フロー見積法と償却原価法)(難易度:中~高)

当初の利率と変更後の約定利率の差は信用リスクである。したがって、変更後の約定利率を用いた割引価値である元本額よりも、当初の利率を用いた割引価値の方が小さく算定されるが、その差額は貸倒見積高を表すのである。

また、概念フレームワークでは、償却原価法について、割引率については当初の実効金利を継続して使用し、将来のキャッシュ・フローは毎期見直すことを求めている。したがって、概念フレームワークでは、債券を取得した後に発生する信用リスクを割引率に反映することは想定していないが、将来のキャッシュ・フローに信用リスクを反映することが想定されていると思われる。

【本問の答案構成】

解答 答案構成 【第1段落】CF見積り法の論拠 ・ 当初の利率と変更後の約定利率の差は信用リ ← **2つの利率の差**: 当初の利率と変更後の利率の スクである。 差は信用リスクを表す ・ したがって、変更後の約定利率を用いた割引価 ← 2つの割引価値の差:当初の利率を用いた割引 値である元本額よりも、当初の利率を用いた割 価値と変更後の利率を用いた割引価値の差は貸 引価値の方が小さく算定されるが、その差額は 倒見積高を表す 貸倒見積高を表すのである。 【第2段落】概フレの償却原価法 また、概念フレームワークでは、償却原価法に → 割引率と将来CF:割引率は当初の実効金利、 将来のCFは毎期見直す ついて、割引率については当初の実効金利を継 続して使用し、将来のキャッシュ・フローは毎 期見直すことを求めている。 したがって、概念フレームワークでは、債券を ← **償却原価法の信用リスク**:概フレでは、債券取 取得した後に発生する信用リスクを割引率に 得後に発生する信用リスクは割引率に反映させ 反映することは想定していないが、将来のキャ ないで、将来のCFに反映させる方法を想定し ッシュ・フローに信用リスクを反映することが ている 想定されていると思われる。

【論文式予想問題 第7問:自己創設のれん】

制度上、買入れのれんの計上は認められるが、自己創設のれんの計上は認められていない。その理由として、概念フレームワークによると、自己創設のれんの計上は経営者による自己申告・自己評価でしかないというが、それは金融商品取引法会計のどのような根本原則に反するからなのか(5 行)

【本問の出題意図】(自己創設のれん)

- 本問は、自己創設のれんの計上が認められない典型的な問題である。
- ・ 自己創設のれんの計上は、経営者が投資者に代わって将来の予測を行うことに なるため、自己責任の原則に反することがポイントである。

【本問の解答】(自己創設のれん)(難易度:低~中)

自己創設のれんの計上は、金融商品取引法会計の根本原則である自己責任の原則に反する。投資者は、 自己の責任で、のれんを含む企業価値を評価し、こののれんから将来の投資の成果を予測する。つまり、 自己創設のれんを予測するのは投資者であって経営者ではない。経営者が貸借対照表に予測情報である 自己創設のれんを計上することは、経営者が投資者に代わって企業価値を評価し将来の投資の成果を予 測することにつながるため、投資者の自己責任の原則に反することになる。

【本問の答案構成】

解答 答案構成 自己創設のれんの計上は、金融商品取引法会計 ← 結論:自己創設のれんの計上は、自己責任の原 の根本原則である自己責任の原則に反する。 則に反する ・ 投資者は、自己の責任で、のれんを含む企業価 ← 投資者の評価と予測:投資者は、自己の責任で 企業価値を評価し、将来の投資の成果を予測す 値を評価し、こののれんから将来の投資の成果 を予測する。 ・ つまり、自己創設のれんを予測するのは投資者 ← 予測するのはだれか:自己創設のれんの予測は 経営者でなく投資者が行う であって経営者ではない。 ・ 経営者が貸借対照表に予測情報である自己創 ← **自己創設のれんの計上の問題点**:自己創設のれ 設のれんを計上することは、経営者が投資者に んをBSに計上することは、経営者が投資者に 代わって予測することになるため、自己責任の 代わって企業価値を評価し将来の投資の成果

原則に反する

を予測することにつながるため、投資者の自己

責任の原則に反することになる。

【論文式予想問題 第8問:2種類の負債価値】

負債を割引価値により評価する方法には、第1法: リスクフリー・レートによる割引価値により評価する方法(解答上は、第1法とする。)と、第2法: リスクを調整した割引率による割引価値により評価する方法(解答上は、第2法とする。)とがある。それぞれの評価の特徴を述べるとともに、それらの評価はいかなる負債価値を示すことになるのかを明らかにしなさい。(4行)

【本問の出題意図】(2種類の負債価値)

- ・ 本問は、負債の割引価値に関する少し応用的な問題であるが、決して難しくない。
- ・ 負債の割引価値には、自身のデフォルトを考慮しないで信用リスクを反映しない方法と、自身のデフォルトを考慮して信用リスクを反映する方法とがあり、 前者は報告主体の主観的価値、後者は市場平均の期待価値を表すことがポイントである。

【本問の解答】(2種類の負債価値)(難易度:中)

第1法は、報告主体が自身のデフォルトを考慮せずに見積った割引価値であり、報告主体の信用リスクの変化は反映されないという特徴がある。一方、第2法は、報告主体の信用リスクを加味した最新の割引率で割り引いた測定値であり、報告主体の信用リスクの変化も反映するという特徴がある。したがって、第1法の負債価値は報告主体の主観的期待価値を表すのに対して、第2法の負債価値は市場平均の期待価値を推定するのである。

【本問の答案構成】

ず、信用リ
、信用リス
i値、第2法

【論文式予想問題 第9問:割引発行した社債の評価】

割引発行した社債について、当期末の自己の信用リスクを反映した割引率が10%であるのに対し、翌期末の自己の信用リスクを反映した割引率が13%であるとする。

翌期末の発行社債を発行時の割引率 10%で割り引いた金額と 13%で割り引いた金額は、報告主体の主観的価値と市場平均の期待価値のいずれを意味するのかについて述べるとともに、いずれの金額が市場価格の金額に相当するのかを明らかにしなさい。

また、これらの金額の差額が何を意味するのかについて、当該社債を取得した企業側と、当該社債を発行した企業側に分けて指摘しなさい。(7行)

【本問の出題意図】(割引発行した社債の評価)

- ・ 負債発生時の割引率を使用する場合と負債発生後の割引率を使用する場合の差額に関する少し応用的な問題である。
- 負債発生時の割引率を使用する場合はその後の信用リスクを反映していないが、負債発生後の割引率を使用する場合は負債発生後の信用リスクを考慮しているため、その割引価値の差は信用リスクを表し、それは取得者側にとって貸倒見積高を意味し、発行者側にとって債務免除益を意味する、ということがポイントである。

【本問の解答】(割引発行した社債の評価)(難易度:中~高)

発行時の割引率 10%で割り引いた金額は、社債発行後の発行体の信用リスクを反映していない金額なので、報告主体の主観的価値を表す。一方、翌期末の割引率 13%で割り引いた金額は、社債発行後の発行体の信用リスクを反映した金額なので、市場平均の期待価値を表す。したがって、13%で割り引いた金額の方が市場価格の金額に相当することになる。

発行時の割引率 10%で割り引いた金額と翌期末の割引率 13%で割り引いた金額の差額は、社債発行後の発行体の信用リスクを表す。したがって、当該社債を取得した企業側では、これらの差額は貸倒見積高を意味し、当該社債を発行した企業側では、これらの差額は債務免除益を意味する。

【本問の答案構成】

解答	答案構成
	【第1段落】2種類の割引価値の負債価値
・ 発行時の割引率 10%で割り引いた金額は、社	← 発行時の割引率を使用した場合 :発行後の信用
債発行後の発行体の信用リスクを反映してい	リスクを考慮していないので、報告主体の主観
ない金額なので、報告主体の主観的価値を表	的価値を表す
-	
・ 一方、翌期末の割引率 13%で割り引いた金額	← 翌期末の割引率を使用した場合:発行後の信用
は、社債発行後の発行体の信用リスクを反映し	リスクを考慮しているので、市場平均の期待価
た金額なので、市場平均の期待価値を表す。	値を表す
・ したがって、13%で割り引いた金額の方が市場	← 結論:翌期末の割引率を使用する方法が市場価
価格の金額に相当することになる。	格に相当する
	【第2段落】2種類の割引価値の差
・ 発行時の割引率10%で割り引いた金額と翌期	← 2つの割引価値の差:負債発生時の割引価値と
末の割引率 13%で割り引いた金額の差額は、	負債発生後の割引価値の差は信用リスクを表す
社債発行後の発行体の信用リスクを表す。	
・ したがって、当該社債を取得した企業側では、	← その差額の意味 :社債を取得する側では貸倒見
これらの差額は 貸倒見積 高を意味し、当該 <u>社債</u>	積高を意味し、社債を発行する側では債務免除
<u>を発行した企業側</u> では、これらの差額は 債務免	益を意味する
除益を意味する。	
	≪答案構成のパターン≫
	第1段落:3ステップ
	第2段落:2ステップ

【論文式予想問題 第10問:ヘッジ会計 クリーンサープラス 負債の評価】

以下の問に答えなさい。

- 問1 その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引の処理としては繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ 会計があるが、当期純利益を重視するという考えに整合するのはどちらか。また、理由は何か(8 行)
- 問2 利益は資本の増加と一致するという関係を一般にクリーンサープラスというが、この関係を重 視することは、投資者が企業価値を評価うえで有用と考えられている。クリーンサープラスが企 業価値評価に如何に役立つのかを述べなさい。(5行)
- 問3 仮に、発行した社債を時価により評価した場合、償却原価と時価の差額で利益が計上されると する。この場合、貸借対照表に計上される時価の金額や損益計算書に計上される利益は、いかな る数値を意味するのか。(5行)

【問われている概念】

・ 問われている概念 ⇒ 問 1 当期純利益は実現した利益で、この利益と整合するのは、ヘッジ対象とヘッジ手段から生ずる損益を実現するまで繰り延べる繰延ヘッジ会計であること。 問 2 クリーンサープラス関係を利用して株主資本から将来の利益を予測し、これに基づいて自己創設のれんを推測することは、企業価値評価に役立つこと。 問 3 負債である社債を時価で評価した金額と償却原価で評価した金額の差額は、債務免除益を意味すること。

【問1の出題意図】(繰延ヘッジ会計と当期純利益を重視することとの関係)

- ・ 繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計のうち、いずれが当期純利益を重視する見解 と結び付くのかという少しだけ応用的な問題である。難易度は少し高い。
- ・ 当期純利益は実現した利益である。
- ・ ヘッジ対象であるその他有価証券の評価差額金は、売却することに事業遂行上 の制約があるので未実現損失である。
- ・ ヘッジ手段であるデリバティブ取引から生ずる評価益は、ヘッジ対象を処分するまで決済できず、決済することに事業遂行上の制約があるので、これも未実現利益である。
- ・ したがって、ヘッジ対象とヘッジ手段から生ずる損益は、いずれもヘッジ対象 を処分して実現するまで繰り延べる処理が妥当するので、時価ヘッジ会計より も繰延ヘッジ会計の方が適切である。

【問1の解答】(繰延ヘッジ会計と当期純利益を重視することとの関係)(難易度:中~高)

ヘッジ会計には繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計があるが、<u>当期純利益を重視するという考えに整合</u>するのは繰延ヘッジ会計の方である。

その理由は、<u>当期純利益を重視するという考え</u>は、**当期純利益が投資のリスクから解放したものに限るという考えと結び付く**からである。<u>その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引</u>では、ヘッジ対象であるその他有価証券の評価差額金だけでなく、ヘッジ手段の評価益も決済することに事業遂行上の制約があるため、どちらも投資のリスクから解放していない。したがって、ヘッジ対象を処分するまでヘッジ対象とヘッジ手段の評価損益を繰り延べ、ヘッジ対象を処分し投資のリスクから解放するときに損益を認識し、当期純利益に反映させる繰延ヘッジ会計が適当と考えられる。

【問1の答案構成】

延ヘッジ会計が適当と考えられる。

解答 答案構成 【第1段落】整合する処理 ヘッジ会計には繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ ← 整合する処理: 当期純利益を重視するという考 えに整合するのは、時価ヘッジ会計でなく繰延 会計があるが、当期純利益を重視するという考 えに整合するのは繰延ヘッジ会計の方である。 ヘッジ会計の方である 【第2段落】理由 ・ その理由は、当期純利益を重視するという考え ← 当期純利益と実現基準:当期純利益を重視する は、当期純利益が投資のリスクから解放したも 考えは、当期純利益が実現した利益に限るとい う考えと結び付くから のに限るという考えと結び付くからである。 ・ その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取 ← 説明①(ヘッジ対象・ヘッジ手段と実現基準): 引では、ヘッジ対象であるその他有価証券の評 ヘッジ対象であるその他有価証券の評価差額金 価差額金だけでなく、ヘッジ手段の評価益も決 とヘッジ手段の評価益は、どちらも実現してい 済することに事業遂行上の制約があるため、ど ない ちらも投資のリスクから解放していない。 したがって、ヘッジ対象を処分するまでヘッジ ← 説明②(ヘッジ対象とヘッジ手段の処理):ヘッ ジ対象とヘッジ手段の損益は、いずれもヘッジ 対象とヘッジ手段の評価損益を繰り延べ、ヘッ ジ対象を処分し投資のリスクから解放すると 対象を処分して実現するまで繰り延べるべきだ きに損益を認識し、当期純利益に反映させる繰 から、繰延ヘッジ会計が妥当する

【問2の出題意図】(クリーンサープラスと企業価値評価)

- ・ クリーンサープラス関係は企業価値評価にどのように役立つのかに関する標準 的な問題である。難易度も中程度である。
- ・ 企業価値評価→自己創設のれんの推測→将来の利益の予測→クリーンサープラス関係を利用して株主資本から将来の利益を予測できる、という流れを展開することが本問のポイントである。

【問2の解答】(クリーンサープラスと企業価値評価)(難易度:中)

投資者が企業価値を評価するためには、自己創設のれんを推測する必要がある。自己創設のれんを推測するためには、将来の投資の成果を予測しなければならないが、株主資本の増加額が純利益であるという関係を利用して、株主資本から将来の利益を予想し、これに基づいて自己創設のれんを推測することができる。このように株主資本の増加額が純利益であるというクリーンサープラス関係は、自己創設のれんの推測を通じて企業価値評価に役立つのである。

【問2の答案構成】

解答	答案構成
・ 投資者が企業価値を評価するためには、自己創	← 自己創設のれんの推測 :企業価値を評価するた
設のれんを推測する 必要がある。	めには、自己創設のれんの推測が必要
・ <u>自己創設のれんを推測する</u> ためには、 将来の投	← クリーンサープラス関係の利用 :自己創設のれ
資 の成果を予測 しなければならないが、株主資	んを推測するためには、将来の利益の予測が必
本の増加額が純利益であるという関係を利用	要だが、株主資本の増加額が純利益という関係
して、株主資本から将来の利益を予想し、 <u>これ</u>	を利用して株主資本から将来の利益を予測する
<u>に基づいて自己創設のれんを推測する</u> ことが	ことができる
できる。	
・ このように株主資本の増加額が純利益である	← 結論:株主資本の増加額が純利益と一致すると
というクリーンサープラス関係は、自己創設の	いうクリーンサープラス関係は、自己創設のれ
れんの推測を通じて企業価値評価に役立つの	んの推測を通じて企業価値評価に役立つ
である。	

【問3の出題意図】(負債を時価評価した場合の時価と利益の意味)

- ・ 負債である社債を時価で評価した金額と償却原価で評価した金額の差額は、債 務免除益を意味するという、少し応用的な問題である。難易度は少し高い。
- ・ 時価は社債を発行した後の発行体の信用リスクを反映した金額(市場平均の期待価値)だが、償却原価は社債を発行した後の発行体の信用リスクを反映していない金額(報告主体の主観的価値)なので、その差額は債務免除益を意味する。

【問3の解答】(負債を時価評価した場合の時価と利益の意味)(難易度:中~高)

市場の平均的期待価値を表す時価で社債を評価した場合、その金額は、社債の発行体の信用リスクを 反映した返済可能な金額を意味する。一方、償却原価で社債を評価した場合、その金額は、社債を発行した後の信用リスクを反映しない金額を意味する。したがって、償却原価よりも、信用リスクを反映した時価の方が小さい場合、その差額である利益は、債務の返済を一部免れることから得られる利益である債務免除益を意味することになる。

【問3の答案構成】

解答 答案構成 ・ 市場の平均的期待価値を表す時価で社債を評 ← 時価が表すもの: 社債を市場の平均的期待価値 価した場合、その金額は、**社債の発行体の信用** を表す時価で評価した金額は、社債の発行体の リスクを反映した返済可能な金額を意味する。 信用リスクを反映した返済可能な金額である 一方、償却原価で社債を評価した場合、その金 | ← **償却原価が表すもの**:社債を償却原価で評価し 額は、社債を発行した後の信用リスクを反映し た金額は、社債を発行した後の信用リスクを反 ない金額を意味する。 映しない金額である したがって、償却原価よりも、信用リスクを反 ← 結論:償却原価より時価が小さい場合、その差 映した時価の方が小さい場合、その差額である 額は、債務の返済を一部免れることから得られ 利益は、債務の返済を一部免れることから得ら る債務免除益を意味する れる利益である債務免除益を意味することに なる。

【論文式予想問題 第11問:融合問題】

問1 決算日(X1年3月31日)の4日後に商品1,500,000と市場価格のある株式(短期売却目的、 約定日の時価は180,000、引渡し予想時の時価は200,000)の引渡しを受ける契約を結んだ。契約は 決算目に締結した。当社は、X1年3月31日に次のような仕訳を行った。

(借) 仕入

1,500,000

(貸) 買掛金 1,500,000

(借) 売買目的有価証券

200,000

200,000 (貸) 未払金

- (1) 上記一つ目の取引の仕訳は正しいのか誤っているのか。また、その理由は何かを、資産の定義 の観点から述べなさい。(5行)
- (2) 上記二つ目の取引の仕訳は正しいのか誤っているのか。また、その理由は何かを、資産の定義 の観点から述べなさい。(6行)

問2 割賦契約により固定資産を購入した場合、所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理との 整合性の観点から、次の3通りの仕訳が考えられる。なお、即時現金支払対価は1,000、割賦代 金は1,200とする。

<第1案>

仕訳なし

<第2案>

(借) 固定資産 1,200 (貸) (?) 1,200

<第3案>

(借) 固定資産 1,000 (貸) (?) 1,000

- (1) <第1案>の論拠を述べるとともに、理論的にはこの見解は適切でないという論拠を、資産の 認識の観点から述べなさい。(4行)
- (2) <第2案>よりも<第3案>の方が理論的であるという見解の論拠を、資産の測定の観点から 述べなさい。(4行)
- (3) <第2案>と<第3案>の貸方にはいかなる科目名が妥当するかを指摘するとともに、それら の論拠を述べなさい。論拠を述べる際には、負債の測定値の違いにも必ず触れること。(5行)

問3 関連会社株式を保有している場合、財務諸表の種類の違いに応じて、たとえば次のように処理 される。

(個別財務諸表) <取得時>

(借) 有価証券 100

(貸) 現金

100

<決算時>

<配当金受領時>

仕訳なし 20

(貸) 受取配当金 20

(連結財務諸表)

(借) 現金

(貸) 現金

20

100

20

<取得時>

(借) 有価証券 100

(貸) 持分法利益 20

<決算時> <配当金受領時> (借) 有価証券 20 (借) 現金

(貸) 有価証券

個別財務諸表では投資の成果を配当金受領時に認識するのに対し、連結財務諸表では配当金受 領前に認識する理由を、リスクからの解放という観点から述べなさい。(5行)

|問4|| A社(3月決算)はX1年4月1日に、額面額1,000万円のB国発行の国債を980万円で取得 し、当該国債の時価の変動を考慮して、場合によっては満期前に売却し、場合によっては満期ま で保有するものとする。X2年3月31日の償却原価は985万円、時価は982万円、X3年3月31 日の償却原価は 991 万円、時価は 420 万円とする。なお、X3 年 3 月 31 日の時価の下落は、一時的な現象とみることはできないものとする。

- (1) X2 年 3 月 31 日の貸借対照表価額はいくらとすべきか。またその論拠を、投資の成果の観点から述べなさい。(5行)
- (2) X3年3月31日の貸借対照表価額はいくらとすべきか。またその論拠を、投資原価の回収の観点から述べなさい。(4行)

【問われている概念】

- 問われている概念
- ⇒ 問1・事業資産の場合、リスクやリターンが生ずるのは約定時でなく受渡時なので、受渡時に資産の発生を認識すること。
 - ・金融資産の場合、リスクやリターンは約 定時に購入者側に生ずるので、約定時に資 産の発生を認識する。資産の認識と測定の 整合性の観点からは、資産の測定は資産の 認識時点の時価を用いるべきなので、金融 資産の場合、約定時の時価で測定すること。
 - 問2・資産の定義における支配は、所有権の支 配でなく経済的資源の支配なので、所有権 が移転していなくても資産を認識する場 合があること。
 - ・資産の取得原価は取得時の市場平均の期 待価値である時価と一致するが、資産の取 得後に発生する利息は時価と無関係なの で、取得原価に利息を含めるべきでないこ と。
 - ・割賦で事業用固定資産を取得した場合、 固定資産の代金を将来に支払うとみれば、 つまり一取引とみれば貸方の負債は未払 金だが、まず融資を受け、その資金で事業 用固定資産を取得したと考えれば、つまり 二取引とみれば貸方の負債は借入金であ ること。
 - 問3 持分法は、被投資企業と投資企業の間に 事業の一体性が見いだせる場合に妥当す る方法である。この一体性は連結上におい て見出すことができるが、個別上では見い だせないこと。
 - 問4・2つの処理方法のうちどちらを選ぶかが 経営者に委ねられている場合、経営者は有 利な方を選択するが、減損会計や本問の償 却原価・比較高価法はこのような考えに基

づく処理方法であること。

・減損処理は、収益性が低下し、投資原価 のうち回収不能な原価を未来に繰り越さ ずに損失処理し、回収可能な原価だけを繰 り越す方法であること。

【問1の出題意図】(翌期引渡しを受ける取引の仕訳)

- ・ 本間は、資産の発生の認識時点と測定額に関する問題である。前者は典型論点 なので難しくないが、後者は応用問題なので難しい。
- ・ (1) 事業資産の場合、リスクやリターンが生ずるのは約定時でなく受渡時なので、受渡時に資産の発生を認識する。このことを資産の定義に照らすと、事業 資産の場合、経済的資源支配は受渡時に満たされることになる。
- ・ (2) 金融資産の場合、リスクやリターンは約定時に購入者側に生ずるので、約 定時に資産の発生を認識する。資産の認識と測定の整合性の観点からは、資産 の測定は資産の認識時点の時価を用いるべきなので、金融資産の場合、約定時 の時価で測定する。このことを資産の定義に照らすと、約定時の時価で測定す ることにより、経済的資源を表す測定ができることになる。

【問1の解答】(翌期引渡しを受ける取引の仕訳)(難易度:(1)中(2)高)

- (1) 一つ目の取引に関する仕訳は誤っている。その理由は、資産の定義に反する認識を行っているからである。資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいうが、当社が商品を取得して将来の利益を獲得できるようになるのは、約定時ではなく実際に引渡しを受けた時からである。このように経済的資源を支配するのは翌期以降であり、「過去の取引」には該当しないので、当期に資産を認識することは誤っていると考えられる。
- (2) 二つ目の取引に関する仕訳も誤っている。その理由は、資産の定義に反する測定を行っているからである。事業資産である商品と異なり、金融資産である有価証券は約定と同時にリスクやリターンが購入者側に生じるため、約定時に資産の認識を行う。約定時に資産を認識することとの整合性を図って資産を測定するためには、有価証券は発生の認識時点の時価で測定すべきである。このように考えると、本間の仕訳は約定時の時価で測定すべきものを引渡し予想時の時価で測定しており、資産の定義である経済的資源を表す測定が出来ていないため、誤っていると考えられる。

【問1の答案構成】

解答 答案構成 (1) 資産の定義に反する認識 (1) 一つ目の取引に関する仕訳は誤っている。 ← **仕訳の正誤**:一つ目の仕訳は誤っている その理由は、資産の定義に反する認識を行って ← 理由 < 結論 > : 資産の定義に反する認識を行っ いるからである。 ているから ・ 資産とは、過去の取引または事象の結果とし ← **商品の認識時点**:商品から生ずる将来の利益を 獲得できるようになるのは、約定時ではなく実 て、報告主体が支配している経済的資源をいう が、当社が商品を取得して将来の利益を獲得で 際に引渡しを受けた時から きるようになるのは、約定時ではなく実際に引 渡しを受けた時からである。 ・ このように経済的資源を支配するのは翌期以 ← 資産の定義を満たさないこと:経済的資源を支 配するのは翌期の引渡時からなので、本問の仕 降であり、「過去の取引」には該当しないので、 当期に資産を認識することは誤っていると考 訳は資産の定義の「過去の取引」に反する えられる。 (2) 資産の定義に反する測定 (2)・ 二つ目の取引に関する仕訳も誤っている。 ← **仕訳の正誤**:二つ目の仕訳も誤っている ← 理由 < 結論 > : 資産の定義に反する測定を行っ ・ その理由は、資産の定義に反する測定を行って いるからである。 ているから ・ 事業資産である商品と異なり、金融資産である ← 有価証券の発生の認識:有価証券は約定と同時 有価証券は約定と同時にリスクやリターンが にリスク・リターンが購入者側に生じ、その時 購入者側に生じるため、約定時に資産の認識を に資産の認識を行う 行う。 ・ 約定時に資産を認識することとの整合性を図 ← 有価証券の測定額:約定時に資産を認識するこ って資産を測定するためには、有価証券は発生 ととの整合性を図るためには、資産は発生の認 の認識時点の時価で測定すべきである。 識時点の時価で測定すべき このように考えると、本問の仕訳は約定時の時 ← 資産の定義に反する測定である:本問の仕訳は 価で測定すべきものを引渡し予想時の時価で 約定時の時価で測定すべきものを引渡し予想時 測定しており、資産の定義である経済的資源を の時価で測定しているため、資産の定義である 表す測定が出来ていないため、誤っていると考 経済的資源を表す測定が出来ていない えられる。

【問2の出題意図】(割賦契約により固定資産を購入した場合)

- ・ 本間は、割賦契約により固定資産を購入した場合を題材に、資産の定義、資産 の測定、負債の性格と測定を問う応用的な問題である。難易度は高い。
- (1) 資産の定義における支配は、所有権の支配でなく経済的資源の支配なので、 割賦で購入した資産のように、所有権が移転していなくても資産を認識する場合がある。
- ・ 本間は、所有権移転外ファイナンス・リース取引で資産を取得した場合、資産 を認識するかどうかに関する応用問題である。
- ・ (2) 資産の取得原価は取得時の市場平均の期待価値である時価と一致する。資産の取得後に発生する利息は、この時価額と無関係なものなので、取得原価に利息を含めるべきでない。
- ・ 本問は、ファイナンス・リース取引で資産を取得した場合、利息を取得原価に 含めるかどうかに関する応用問題である。
- ・ (3) 事業用固定資産を取得しその代金の支払いを将来に行うと考えれば(一取引)、貸方の負債は未払金である。この未払金の測定として法的弁済額を用いるべきという見解によると、未払金は利息を含めた金額で測定すべきである。
- 一方、まず融資を受け、その資金で事業用固定資産を取得したと考えれば(二 取引)、貸方の負債は借入金である。この借入金の測定として割引価値を用いる べきという見解によると、借入金は利息を除いた額面額で測定すべきである。
- ・ 本間は、ファイナンス・リース取引で資産を取得した場合、これと一取引と見るか二取引と見るかに関する応用問題である。

【問2の解答】(割賦契約により固定資産を購入した場合)(難易度:高)

- (1) <第1案>の論拠は、割賦で資産を取得する場合、代金の返済が終了するまでは買い手に所有権が 移転していないことにある。しかし資産の定義である経済的資源の「支配」とは所有権の取得を意味す るのでなく、将来の経済的便益の支配を意味する。このため、割賦契約により取得している場合でも経 済的資源は支配しており、資産として認識しなければならないと考えられる。
- (2) <第2案>と<第3案>の違いは**利息を含めるかどうか**にある。一般に、固定資産の取得原価は支 払対価により測定されるが、それは取得原価が取得時の市場平均の期待価値、つまり時価と一致してい るからである。取得時の時価と取得後に生ずる利息は無関係である。このように固定資産の取得原価を 適切に測定できているのは、利息を含まない〈第3案〉の方であると考えられる。
- (3) <第2案>の貸方には未払金という科目名が妥当し、<第3案>の貸方には借入金という科目名が 妥当すると思われる。前者の論拠は、当該取引を固定資産の取得という単一の事業取引とみて、その支 **払代金は法的弁済額で測定する**と考える点にある。一方、後者の論拠は、当該取引を事業資産の取得と いう事業取引と借入金の支払という金融取引の2取引とみて、金融取引から生ずる金融負債は将来の元 利金の割引現在価値で測定すると考える点にある。

【問	2の答案構成】		
	解答		答案構成
	(1)		(1) <第1案>の論拠と正しい考え方
•	<第1案>の論拠は、割賦で資産を取得する場	←	<第1案>の論拠: 割賦で資産を購入する場合、
	合、代金の返済が終了するまでは買い手に所有		代金の返済が完了するまでは買い手に所有権が
	権が移転していない ことにある。		移転していないこと
	しかし資産の定義である 経済的資源の「支配」	←	<第1案>が適切でない論拠 :経済的資源の「支
	とは所有権の取得を意味するのでなく、将来の		配」は所有権の取得でなく、将来の経済的便益
	経済的便益の支配を意味する。		の支配を意味する
•	このため、割賦契約により取得している場合で	←	結論:割賦で取得した場合も経済的資源を支配
	も経済的資源は支配しており、資産として認識		しているので、資産を認識しなければならない
	しなければならない と考えられる。		
	(2)		(2)_<第2案>と<第3案>の比較
	<第2案>と<第3案>の違いは 利息を含め	←	両案の違い :取得原価に利息を含めるかどうか
	るかどうか にある。		
	一般に、固定資産の取得原価は支払対価により	←	取得原価の意味:取得原価は取得時の市場平均
	測定されるが、それは 取得原価が取得時の市場		の期待価値、つまり時価と一致している
	平均の期待価値、つまり時価と一致しているか		
3 4			

らである。

- ・ 取得時の時価と取得後に生ずる利息は無関係である。
- ・ このように固定資産の取得原価を適切に測定 できているのは、利息を含まない〈第3案〉の 方であると考えられる。

(3)

- ・ **〈第2案〉の貸方には未払金**という科目名が 妥当し、**〈第3案〉の貸方には借入金**という科 目名が妥当すると思われる。
- ・ <u>前者の論拠</u>は、当該取引を**固定資産の取得とい う単一の事業取引**とみて、その**支払代金は法的 弁済額で測定する**と考える点にある。
- ・ 一方、<u>後者の論拠</u>は、当該取引を事業資産の取得という事業取引と借入金の支払という金融取引の2取引とみて、金融取引から生ずる金融負債は将来の元利金の割引現在価値で測定すると考える点にある。

- ← 時価と利息の関係:取得時の時価と取得後に発生する利息は無関係
- ← 結論:固定資産の取得原価を適切に測定できているのは、利息を含まない<第3案>の方

(3) <第2案>と<第3案>の負債

〈第2案〉と〈第3案〉の科目名:〈第2案〉 の貸方は未払金が妥当し、〈第3案〉の貸方は 借入金が妥当

<第2案>の論拠と負債の測定: 当該取引を固 定資産の取得という単一の事業取引とみて、そ の支払代金を法的弁済額で測定する

<第3案>の論拠と負債の測定:当該取引を事業資産の取得という事業取引と借入金の支払という金融取引の2取引とみて、金融取引から生ずる金融負債を将来の元利金の割引現在価値で測定する

【問3の出題意図】(持分法)

- ・ 本間は、連結上持分法が妥当するが、個別上持分法は妥当しないことに関する 典型的な問題である。難易度は少し低い。
- ・ 持分法は、被投資企業と投資企業の間に事業の一体性が見いだせる場合に、被 投資企業の利益を実現した利益とみて処理する方法である。
- ・ したがって、連結上は、被投資企業と投資企業の間に事業の一体性が見いだせるので持分法が妥当するが、個別上は、被投資企業と投資企業の間に事業の一体性が見いだせないので持分法は妥当せず、原価法により処理するのである。

【問3の解答】(持分法)(難易度:低~中)

持分法は、被投資企業と投資企業の間に事業の一体性が見出せる場合には、被投資企業の成果の獲得を 投資企業の投資の成果とみなすことができるため、被投資企業が利益を獲得したときにリスクから解放 されたとみる処理である。連結財務諸表ではこのような事業の一体性を考慮しているため、<u>持分法を適</u> 用し配当金受領前に投資の成果を認識できる。しかし、個別財務諸表では事業の一体性を考慮していないため、<u>持分法を適</u>けため、<u>持分法を適</u>けたとはできず配当金受領時に投資の成果を認識することになる。

【問3の答案構成】		
解答	答案構成	
・ 持分法は、被投資企業と投資企業の間に事業の	← 持分法の論拠:被投資企業と投資企業の間に事	
一体性が見出せる場合には、被投資企業の成果	業の一体性が見いだせる場合には、被投資企業	
の獲得を投資企業の投資の成果とみなすこと	が利益を獲得したときにリスクから解放された	
ができるため、被投資企業が利益を獲得したと	とみることができる	
きにリスクから解放されたとみる処理である。		
・ 連結財務諸表ではこのような事業の一体性を	← 連結財務諸表での扱い:連結上は被投資企業と	
考慮しているため、持分法を適用し配当金受領	投資企業の間の事業の一体性が見いだせるの	
前に投資の成果を認識できる。	で、持分法が妥当する	
・ しかし、個別財務諸表では事業の一体性を考慮	← 個別財務諸表での扱い:個別上は被投資企業と	
していない ため、 <u>持分法を適用することはでき</u>	投資企業の間の事業の一体性が見いだせないの	
ず配当金受領時に投資の成果を認識すること	で、持分法によることはできない	
になる。		

【問4の出題意図】(償却原価・時価比較高価法 減損処理)

- ・ 本間は、償却原価・時価比較高価法と減損処理に関する少し応用的な融合問題 である。難易度は少し高い。
- ・ (1) 2つの処理方法があり、そのどちらを選ぶかが経営者に委ねられている場合には、経営者は有利な方を選択するはずである。このような考えに基づく処理方法には減損会計がある(使用価値と正味売却価額のいずれか大きい方を選ぶ方法)が、本間の償却原価・比較高価法もこのタイプに属する。
- ・ (2) 収益性が低下し、投資原価のうち回収不能な原価を未来に繰り越さずに損失処理し、回収可能な原価だけを繰り越す方法を減損処理という。このような考えに基づく処理方法には、事業用固定資産の減損処理があるが、有価証券の減損処理もこのタイプに属するとみることができる。
- ・ なお、本問のような有価証券の減損処理について、投資の継続を想定して取得 原価基準の適用とみる見解と、投資の清算・再投資を想定して時価基準の適用 とみる見解がある。理論的にはいずれも可能であるが、制度会計は後者による と考えられる。ただし、本間では、このような投資の行動までは問われていな いと考えるべきであろう。解答は、投資の継続を想定している。

【問4の解答】(償却原価・時価比較高価法 減損処理)(難易度:中~高)

- (1) X2年3月31日の貸借対照表価額は、償却原価985万円で測定すべきであると考える。その論拠は、経営者は有利な投資の成果を選ぶという考えにある。A社が保有する国債の投資の成果は、継続保有の場合には利息収益であり、売却の場合には時価変動差額である。そして企業の経営者は投資原価の回収において売却と継続保有のどちらか有利な方を選択すると考えられるから、時価(982万円)より償却原価(985万円)の方が大きい場合には償却原価による測定が適切である。
- (2) X3年3月31日の貸借対照表価額は、時価420万円で測定すべきであると考える。その論拠は、投資原価の回収が認められないため、減損処理をすべきであるからである。本問のように時価が大幅に下落し回復可能性が認めがたい場合には、有価証券に投資した原価の一部が回収不能となったと考えられる。このような場合、回収可能な金額で評価し、回収不能な損失を未来に繰り越さない処理が求められるのである。

【問4の答案構成】

解答 答案構成 (1) (1) 償却原価·時価比較高価法 ← 処理方法:償却原価で測定すべき ・ X2年3月31日の貸借対照表価額は、**償却原** 価 985 万円で測定すべきであると考える。 ・ その論拠は、経営者は有利な投資の成果を選ぶ ← 論拠<結論>:経営者は有利な投資の成果を選 ぶはずだから という考えにある。 ← 説明① < 国債の投資の成果 > : 国債の投資の成 ・ A社が保有する国債の投資の成果は、継続保有 果は継続保有なら利息収益、売却ならば時価変 の場合には利息収益であり、売却の場合には時 価変動差額である。 動差額 ・ そして企業の経営者は投資原価の回収におい ← 説明②<償却原価・比較高価法>:経営者は売 て売却と継続保有のどちらか有利な方を選択 却と継続保有のいずれか有利な方を選択するは ずだから、時価より償却原価の方が大きい場合 すると考えられるから、時価(982万円)より には償却原価による測定が適切である 償却原価 (985 万円) の方が大きい場合には償 却原価による測定が適切である。 (2) 減損処理 ← 処理方法:時価で測定すべき · X3年3月31日の貸借対照表価額は、時価420 万円で測定すべきであると考える。 ・ その論拠は、**投資原価の回収が認められないた | ← 論拠 < 結論 >** : 投資原価の回収が認められない め、減損処理をすべきであるからである。 ので、減損処理が妥当するから ← 説明①<回収不能な損失の発生>:時価が著し ・ 本問のように時価が大幅に下落し回復可能性 が認めがたい場合には、有価証券に投資した原 く下落し回復可能性がない場合は、投資原価の 価の一部が回収不能となったと考えられる。 一部は回収不能になったと考えられる ・ このような場合、回収可能な金額で評価し、回 ← 説明②<回収不能な損失の処理>:時価が著し 収不能な損失を未来に繰り越さない処理が求 く下落し回復可能性がない場合、未来に損失を められるのである。 繰り越さない処理が求められる